



「山口大学推奨マーク」で地域を元気に

I. 本制度の運用方法の整備

山口大学の創基200周年を契機に、先般(平成27年10月1日から)、山口大学の知的財産の「**無料開放**」制度を開始しました。そのうち、「**山口大学推奨マーク**」制度については、今般、運用方法が整備されましたので、ご案内します。

II. 本制度の概要

山口大学の**研究成果を用いて実装化(事業化等)した**, 優良な製品やサービスに対し, 山口大学オリジナルのマーク(登録商標)を「**山口大学推奨マーク**」として, 無料で使用を許可(申請手続き及び審査により)します。これにより, 皆様方の企業活動を支援し, 併せて, 大学の研究成果の活用を促し, 社会貢献を推進して, 皆様方のお役に立つ大学を目指していきたいと考えております。

Ⅲ. 本制度の背景

山口大学のマークの利用については、以前から希望が来ています。そこで大学の研究成果を活用して製品化、事業化した場合においては、大学の技術を使っていることを表したいと希望される企業様から、使用の申し込みがある場合には、大学が推奨するにふさわしいかを判定して、許可をするスキームを考えました。

「**山口大学推奨マーク**」を付けることにより、品質においても企業様の方でさらに責任を持って扱っていただけるでしょうし、技術を提供した発明者の励みにもなると思われれます。また、大学関係者や地域の方からも自然に応援したくなるのではと期待されます。

Ⅳ. 使用の申請と許諾の流れ

- ①お申込みは、山口大学HPや山口大学知的財産センターHP、山口TLOのHPから使用申請書をダウンロードし、記入後、山口TLOへE-Mailでご提出下さい。
- ②使用申請書に基づき学内審査を山口大学知的財産センターで行い、山口大学知的財産審査委員会に報告し、使用許可の承認を得ます。
- ③審査結果は山口TLOより申請者に連絡され、使用許可の承認が得られた案件については、商標使用許諾契約(同意書)を締結させていただきます。
- ④同意書の締結をもって効力が発生し、「**山口大学推奨マーク**」が使用できます。

V. 使用許諾の条件

- ①「**山口大学推奨マーク**」は共同研究契約・受託研究契約や技術コンサルティング契約等に基づき、山口大学の支援を受けて、企業様が自らで製造・作成等した製品／資料等(パンフレット類を含む)に対して使用することができます。
申請の際にその使用予定の例を提出していただき、使用法が問題ないかを確認させていただきます。
- ②企業様の方と商標使用許諾契約(同意書)を締結させていただきます。
使用は無料です。
申請時と異なった使い方をする場合には、その都度、使用例を提出いただき、使用法を確認させていただきます。

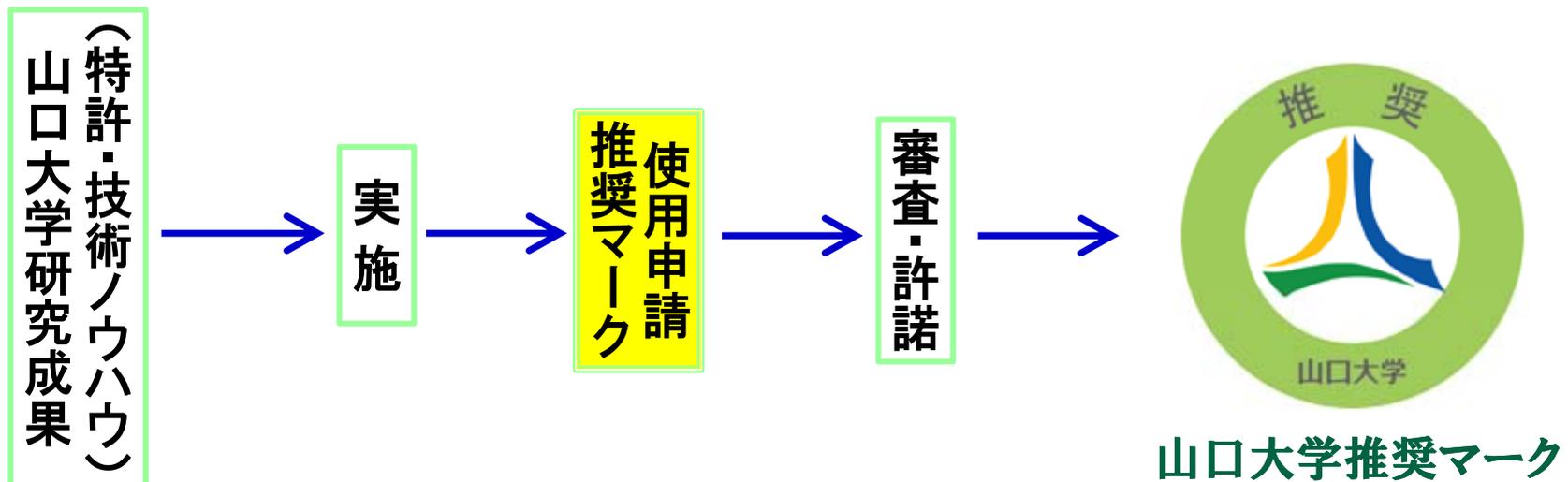
VI. 本制度の効果

一般に目にしやすい製品等に「**山口大学推奨マーク**」が付されることにより、大学の研究成果の報知が図れ、大学の社会貢献のアピールが可能となります。

山口大学推奨マークの使用許諾制度

本制度の概要

山口大学の**研究成果を用いて実装化(事業化等)した**, 優良な製品やサービスに対し, 山口大学オリジナルのマーク(登録商標)を「**山口大学推奨マーク**」として, 無料で使用を許可(申請手続き及び審査により)する。



推奨マーク: 優良実施企業者には, 申請により
「山口大学推奨マーク」の使用を審査・許諾